

窓口に来られる方の氏名・住所を記入して下さい。外国籍の方は本名で記入して下さい。

### 本人通知登録申請書

申請者氏名 八尾市 太郎

本人通知を登録する方の住所・氏名等を記入して下さい。  
(押印不要)

現住所 八尾市本町 1-1-1

住民票の写し等本人通知制度実施要綱第4条の規定に基づき、次のとおり申請します。

申請者氏名と同じならして下さい。代理人の場合は登録者氏名を記入して下さい。

登録者氏名	<input checked="" type="checkbox"/> 同上
生年月日	昭和11年11月11日
住所	<input checked="" type="checkbox"/> 同上 <input type="checkbox"/> 下記のとおり 八尾市 ( )
連絡先	(072) 991 - 3881 <input checked="" type="radio"/> 自宅 <input type="radio"/> 携帯 <input type="radio"/> その他
本籍地	<input checked="" type="checkbox"/> 住所と同じ(登録者が記す) <input type="checkbox"/> 下記のとおり 八尾市 ( ) (筆頭者: )
対象とする証明書	<input type="checkbox"/> 住基関係のみ: 住民票の写し(除票)、住民票記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 戸籍関係のみ: 戸籍全部(一部)事項証明書(除籍)、戸籍謄(抄)本(除籍)、戸籍記載事項証明書(除籍)、戸籍附票(除附票) <input checked="" type="checkbox"/> 両方とも
代理人による申出の場合のみ記入して下さい。(押印不要)	代理人による申出の場合は、以下
代理人氏名	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者と同じ
代理人の住所	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者と同じ
代理人の生年月日	昭和22年2月22日
本人との関係	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人 <input checked="" type="radio"/> 3 その他代理人

登録する方の日中連絡のつく電話番号を記入して下さい。

登録する住所を指定してください。現住所と同じならして下さい。再転入や市内の転居等で市内の住所が複数ある場合は本人通知の対象としたい住所を記入して下さい。

登録する本籍地を指定してください。現住所での登録は同上にして下さい。上記以外の登録を希望する本籍地があれば、下記のとおりして、住所と筆頭者を記入して下さい。

窓口に来られる方の氏名・住所を記入して下さい。

窓口に来られる方の日中連絡のつく電話番号を記入して下さい。

(注意)

1 17歳未満または成年被後見人の場合は、法定代理人が申請してください。  
2 17歳未満または成年被後見人の場合は、法定代理人が申請してください。ただし、法定代理人の同意を証明する書類の提出が必要です。ただし、申請者の了承のもと市職員が確認できますので、登録者の自筆による委任状が必要です。  
3 “3 その他代理人”の場合必ず委任状が必要です。

交付者	登録者	本人確認書類	備考
		<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> その他 ( )	

## 本人通知制度について

1. 代理人又は第三者（個人、法人又は8業士（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士）に登録者の戸籍謄抄本（除籍謄抄本、原戸籍謄抄本を含む。）、戸籍記載事項証明書（除籍を含む。）、住民票（住民票記載事項証明書、除票を含む。）及び附票（除附票を含む。）（以下「住民票等」という。）を交付した場合、交付した事実について申請書の現住所に通知します。また、八尾市に記載のある住民票等に限りです。
2. 代理人による登録申請は、法定代理人の場合を除き委任状が必要です。
3. 郵送による登録申請も可能です。
4. 交付通知書に記載する内容は、交付年月日、交付請求者の区分、交付証明書の種別、交付通数です。詳細を希望する場合は、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づき、保有個人情報の開示を請求してください。（即日の開示はできません。）  
なお、同法律の規定により公開できる情報が制限される場合があります。あらかじめご了承ください。
5. 登録期間は無期限です。廃止の届出があるまで継続します。  
転出、転居等により、登録内容及び本人通知書の送付先に変更が生じた場合は、届出をしてください。届出がない場合は、通知ができませんのでご注意ください。交付通知書が市に返戻された場合、事前登録の抹消の対象となります。  
また、登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたときは、登録を抹消します。
6. 転出先の市町村でも登録を希望する場合は、転出先で新たに登録手続を行ってください。なお、本人通知制度を実施していない市町村では、通知制度はありませんので、あらかじめご承知ください。
7. 本人通知制度は、住民票の写し等の不正請求の抑止や不正取得による個人の権利侵害防止を目的とする制度です。これ以外の目的で本制度を利用しないことに同意の上、申請してください。